

第 2 4 号議案

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(加東市外国人留学生奨学金支給条例の一部改正)

第 1 条 加東市外国人留学生奨学金支給条例(平成 1 8 年加東市条例第 8 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び短期大学」を「、短期大学及び専門職大学」に改める。

(加東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 2 条 加東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 1 8 年加東市条例第 1 3 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 6 号中「短期大学」の右に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の右に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、同条第 7 号中「短期大学」の右に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の右に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

(加東市給水条例の一部改正)

第 3 条 加東市給水条例(平成 1 8 年加東市条例第 1 7 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 6 条第 3 号中「短期大学」の右に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の右に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

第 4 7 条第 2 号中「卒業した後」の右に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の右に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

(加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年加東市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の右に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第 2 4 号議案 要旨

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定（要旨）

1 制定理由

学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の一部が改正され、新たに専門職大学制度が規定されることに伴い、関係条例の整理を行うものである。

2 制定内容

(1) 加東市外国人留学生奨学金支給条例の一部改正（第 1 条関係）

奨学金の支給を受けることができる外国人留学生の資格要件に専門職大学を加えること。（第 2 条）

(2) 加東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

条例で定めることとされている管理者の資格要件に専門職大学に係る規定を加えること。（第 1 7 条）

(3) 加東市給水条例の一部改正（第 3 条関係）

ア 条例で定めることとされている布設工事監督者の資格要件に専門職大学に係る規定を加えること。（第 4 6 条）

イ 条例で定めることとされている水道技術管理者の資格要件に専門職大学に係る規定を加えること。（第 4 7 条）

(4) 加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第 4 条関係）

放課後児童支援員の資格要件に専門職大学に係る規定を加えること。（第 1 0 条）

3 施行期日 平成 3 1 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市外国人留学生奨学金支給条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>（受給資格）</p> <p>第2条 奨学金の支給を受けることができる外国人留学生は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学_____を含む。）に在学している者のうち、留学生活上経済的援助を必要とすると認められる者で、次に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p>	<p>（受給資格）</p> <p>第2条 奨学金の支給を受けることができる外国人留学生は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院、<u>短期大学及び専門職大学</u>を含む。）に在学している者のうち、留学生活上経済的援助を必要とすると認められる者で、次に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p>
<p>○加東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（第2条関係）</p> <p>（技術管理者の資格）</p> <p>第17条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（6） 学校教育法に基づく短期大学_____又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した_____後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>（技術管理者の資格）</p> <p>第17条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（6） 学校教育法に基づく短期大学<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）</u>又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

(7) 学校教育法に基づく短期大学_____又は高等専門学校^の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した_____後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8)～(11) (略)

○加東市給水条例の一部改正 (第3条関係)

(布設工事監督者の資格)

第46条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 学校教育法による短期大学_____又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4)～(6) (略)

(水道技術管理者の資格)

第47条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) (略)

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校^の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8)～(11) (略)

(布設工事監督者の資格)

第46条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4)～(6) (略)

(水道技術管理者の資格)

第47条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後_____、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者_____については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3)・(4) (略)

○加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第4条関係)

(職員)

第10条 (略)

2 (略)

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者_____

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3)・(4) (略)

(職員)

第10条 (略)

2 (略)

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課

<hr/> <hr/> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p><u>程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
--	---